

平成29年度 部局長マネジメント方針

福祉部長 ひらた あつゆき
平田 厚之



仕事に対する基本姿勢

福祉部ではすべての人が地域で個性を尊重し合い、支え合い、共に生きる安心と活力のある福祉コミュニティの実現に取り組んでいます。

近年の少子高齢化の急速な進行に伴う世帯構造の変化は、地域住民どうしの結びつきの希薄化をもたらしています。すべての人々が、助け合い、生活を支える環境が整うことによる安心感を持つことが重要であり、福祉を軸とする人と人のつながりや支えあいのある地域社会づくりを推進し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように取り組んでまいります。

また、経済状況や社会環境の変化などにより、生活に困っている人や地域で孤立する恐れが高い人に対し、必要な支援が適切に受けられることができる環境を整備してまいります。

さらに、より効率的で効果的な施策の推進に向け、部内組織の一部見直しを行い、施策の充実、福祉サービス・制度に係る給付の適正化、事業者の適切な運営を図るための指導・支援に取り組んでまいります。

部内一人ひとりの職員が、その専門として支援する能力の向上に向けた努力をこれまで以上に図るとともに、地域において身近な支援に携わる方々と日頃から連携を図ることで、困難な課題を抱える方にも、効果的・継続的な支援ができる環境を構築してまいります。

平成28年度の振り返り

生活保護制度への信頼確保の観点から制度の適正化に取り組んでいますが、平成28年3月末までを取り組み期間とした生活保護行政適正化行動計画を受け、平成28年4月からは生活保護行政適正化方針に基づき、引き続き適切な執行に取り組んでまいりました。

障害のある方への幼年期から成年までのライフステージに応じた一貫した支援を行う拠点整備については、平成29年3月に竣工し、平成29年4月より「市立障害児者支援センター（レピラ）」としてオープンいたしました。今後、市の障害児者福祉の拠点としてネットワークの中核を担ってまいります。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすことができるよう「介護予防・日常生活支援総合事業」の開始に向けた取り組みを進め、平成29年4月よりスタートいた

しました。

これらを含めた様々な取組みが、今後の東大阪市における安心と生きがいのもてる地域づくりに欠かせないものであるとの認識で取り組んでまいりました。

平成29年度に取り組む重点課題

1 生活保護の適正な執行について

平成29年度当初予算における生活保護費支給経費は約349億円で、前年比で約11億円下回りました。また、平成29年3月現在の生活保護受給率は3.97%で、前年同月比で0.07ポイント下回りました。生活保護費支給経費や受給者の減少は景気の回復等もあるものの、平成24年10月から平成28年3月までを実施期間とした生活保護行政適正化行動計画や平成28年4月からの生活保護行政適正化方針に基づき、就労支援の強化や多重債務問題の解消による自立支援等を内容とする自立支援の取組みや「かかりつけ薬局」の推進や後発医薬品の使用促進等を内容とする医療・介護扶助の適正化、また、不正受給への対応など、多様なメニューを掲げ精力的に取り組んだ結果であると思っています。

さらに、平成28年度は「東大阪市生活保護行政適正化方針」の中から年度目標としての具体的な取組みを「平成28年度重点項目」として定めましたが、平成29年度も同様に重点項目を定め、引き続き生活保護行政の適正化に取り組んでまいります。

2 生活困窮者に対する自立支援の充実（生活さいけん相談の実施）

増加する生活困窮者への早期支援と自立促進を図るために、「生活困窮者自立支援法」が平成27年4月から施行され丸2年が経過しました。法で定められた自立相談支援事業等の必須事業と就労準備支援事業等の任意事業を順次取組み、平成28年度には全ての事業をスタートさせ、支援の充実を図ってまいりました。

平成29年度はこれまでの支援の取組みをもとに、生活保護に至る前の早期の段階から自立を支援するセーフティネットとして機能させるため、早期の就労支援、多重債務者への弁護士相談、家計相談を行うとともに、貧困の連鎖を防止するため、子どもの学習支援を実施し、縦割りではない庁内連携と官民協働での地域づくりにさらに取り組んでまいります。

3 障害福祉施策充実のため組織見直しによる取組と相談支援体制の強化

障害者支援室内に「障害施策推進課」「障害福祉認定給付課」「障害福祉事業者課」の3課を設置し、障害者福祉施策の充実と、障害福祉サービス・制度にかかる給付の適正化および障害福祉サービス事業者の適切な運営を図るための指導・支援を行ってまいります。

また平成29年4月に、東大阪市立障害児者支援センター内に基幹相談支援センターを設置し、各地域担当制の委託相談支援事業の再構築により、障害児者が安心して地域で暮らせ

るよう相談支援ネットワークの構築及び相談支援体制の強化を図ってまいります。

4 地域包括ケアシステムの構築

2025年にはいわゆる団塊の世代がすべて75歳以上となり、後期高齢者人口の急増が見込まれるとともに、要介護認定者、認知症高齢者、医療ニーズの高い高齢者、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯の増加などの「都市型高齢化」の更なる進展、また高齢者を取り巻く環境の変化に伴う生活支援ニーズの多様化などが予測されます。

このような中、できるだけ住み慣れた自宅や地域で自分らしく生活を続けることができるよう「地域包括ケアシステムの構築」に向けた取り組みを推進することが重要です。

このことから次の取り組みを重点的に進めてまいります。

- 平成29年4月からの要支援者等への介護予防・日常生活支援総合事業では多様なニーズに対応できるよう効果的な実施を図り、また同事業を通じて地域での高齢者支え合い活動の推進に取り組みます。
- 高齢者の入院による急性期の治療から退院後の在宅療養へ円滑に移行することなど、在宅生活を維持できる医療と介護の連携体制の強化を図ります。
- 在宅生活を困難にする大きな要因の1つである認知症に対する理解の促進を図り、また早期発見から適切な対応へ繋ぐための仕組みの一つとして、認知症初期集中支援チームの平成29年度中の設置に向けて取り組みます。